

安 全 情 報

No 20 / 2015

アマソナス州での非常事態宣言に関する注意喚起

10月23日(金), マドゥーロ大統領は, コロンビアと国境を接するアマソナス州アトゥーレス市において, 新たに非常事態宣言を発令しました。非常事態宣言は, これまでアプレ州, タチラ州, スリア州の合計23都市で発令されており, 今回のアトゥーレス市を含め, これらの地域では, 不測の事態や治安の悪化が予想されていますが, 決して近付かないようお願いします。

1 非常事態宣言の内容

(1) 今回新たに発令された地域

アマソナス州アトゥーレス市

(2) 既に発令された地域

ア アプレ州3都市

パエス市, ロムロ・ガジェーゴス市, ペドロ・カメホ市

イ スリア州10都市

グアヒーラ市, マラ市, アルミランテ・パディージャ市, ヘスス・エンリケ・ロサーダ市, ロサリオ・デ・ペリハ市, マチケ・デ・ペリハ市, カニャーダ・デ・ウルダネタ市, ヘスス・マリア・センプルン市, カタトゥンボ市, コロン市

ウ タチラ州10都市

ポリバル市, ウレニャ市, フニン市, ウルダネタ市, インデペンデンシア市, リベルタ市, ロパテラ市, アジャクチョ市, ガルシア・デ・エビア市, パンアメリカノ市

(3) 非常事態宣言による対応措置

ア コロンビアとの主要ルートを開鎖し, 市民の移動, 移転を制限する。

イ 治安機関は, 令状なしに, 所持品検査, 家宅捜索, 車両検問等を行うことができる。

ウ 治安機関は, 市民が, 集会, デモ, 抗議活動を行うことを制限できる。

エ 治安機関は, 情報管理のため, 通信規制等を行うことができる。

2 注意事項

(1) 非常事態宣言が発令された地域では, 多数の国家警備軍, 国家警察等が配置され緊張が高まっています。このような地域では, 外国人が, 写真撮影はもとより, 町中を歩いているだけで, 不審者として疑われ, 拘束されるおそれがありますので, この地域には, 立ち入らないようお願いします。

- (2) 現在、スリア州、タチラ州には、海外安全情報（危険情報）として、「レベル2：不要不急の渡航は止めてください」を発出しておりますが、渡航すべきか否かは、渡航目的の緊急性及び取り得る安全対策等に応じて検討を行った上で、ご自身で判断されるようお願い致します。
- (3) 今回の大統領令は、国境閉鎖は規定されていませんが、非常事態宣言により、当該地域内での移動や出入国については、規制が課されることになります。